

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条
第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載し
た書面に、氏名及び住所（団体にあつては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに
意見を述べる理由を記載した書面を添えて令和八年五月十九日から同年九月十九日まで
に奈良県産業部経営支援課に到着するように提出してください。

令和八年五月十九日

奈良県知事 山下 真

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 香芝高複合商業店舗

所在地 香芝市高一八番二ほか

二 変更のあった事項

大規模小売店舗の設置者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 第一リース株式会社

住所 東京都港区虎ノ門一丁目二番六号

代表者 代表取締役 向島 亨

名称 キタイ興産有限公司

住所 香芝市高三二番地

代表者 代表取締役 喜彦 輝昌

（変更後）名称 第一リース株式会社

住所 東京都港区虎ノ門二丁目二番三号

代表者 代表取締役 向島 亨

名称 キタイ興産有限公司

住所 香芝市高三二番地

代表者 代表取締役 喜彦 輝昌

三 変更年月日

令和八年二月二十四日

四 届出年月日

令和八年四月十三日

